

「かながわ水産業活性化指針」を改定しました

本県水産業を振興し未来へ引き継ぐため、県は、「かながわ水産業活性化指針」に基づき各種施策に取り組んでいます。近年、気候変動に伴う海洋環境の変化など、水産業を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした変化に速やかに対応するため、令和7年3月に指針を改定しました。

※ 「かながわ水産業活性化指針」全文 県ホームページ
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/r7_kasseikashishin.html

1 改定の趣旨

前回は平成28年度から令和7年度までの10年間の計画として平成28年3月に改定しました。

しかし、近年、気候変動に伴う海洋環境の変化や、全国的に進められている「海業」による漁村の活性化、ブルーカーボンによる脱炭素の取組の推進など、水産業を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした変化に速やかに対応するため、今回は、計画期間の満了を待たずに改定しました。

なお、本指針は、令和6年3月に「いのち輝くマグネット神奈川」を実現することを基本理念として策定した、総合計画「新かながわグランドデザイン」の個別計画に位置付けています。

2 めざす姿

- 消費者に良質な県産水産物が安定して供給され消費が拡大するとともに、海業等の取組により地域が活性化している。
- 漁場環境の回復や資源管理の着実な実施等により、水産資源が持続的に利用されている。
- 漁業経営が安定し、担い手の確保と育成が進んでいる。

3 基本目標

神奈川の恵みと潤いを提供する魅力ある水産業の実現
一次世代へ安心して引き継ぐことができる水産業へ—

4 指針の期間 令和7年度から令和16年度までの10年間

5 施策の方向

本県水産業が抱える課題を解決するとともに、めざす姿及び基本目標を実現するため、次のとおり施策の方向と主な取組を定めました。

施策の方向 1：県産水産物の安定供給・消費促進と地域の活性化

産業

- みんなにとどける、にぎわいをつくる -

- 1 養殖業の振興による新たな生産手段の創出
- 2 地域の特色を活かした県産水産物の付加価値向上への支援
- 3 生産・流通の拠点となる漁港施設の維持・強化と防災・減災対策の推進
- 4 海業等による海・川・湖や漁村の魅力を活かした地域の活性化の取組



サバ養殖試験の生け簀



小田原漁港の防波堤



海業（地元産水産物の直売）

施策の方向 2：漁場環境の回復と資源管理の着実な実施等による

環境

水産資源の持続的な利用

- 自然の恵みと潤いをまもる -

- 1 漁業者や県民等と連携した藻場の再生・造成等による漁場環境の回復
- 2 水産資源の持続的な利用のための資源管理の着実な実施
- 3 海洋環境の変化等に対応した栽培漁業の推進
- 4 川・湖の漁場環境の保全・再生と内水面資源の増殖の推進



ダイバーによる藻場再生の取組



浮魚礁



アユの産卵場造成

施策の方向 3：担い手の確保・育成と漁業経営の安定

人

- 安心して働ける、次世代につなぐ -

- 1 生き生きと活躍できる担い手の確保と育成
- 2 漁業所得の安定・向上に向けた漁業者への支援
- 3 省力化・効率化のためのスマート水産業の推進
- 4 漁業協同組合の経営基盤の強化



定置網のスマート化



セミナー



水中ドローン